

「シェルター運営の手引き（仮称）」の作成等に係る第1回編集委員会

議事概要

1. 日時： 平成30年10月24日（水）14:00～16:30
2. 場所： 一般財団法人自然環境研究センター 7F 会議室
3. 出席者

■編集委員（五十音順）

日本獣医生命科学大学 博士研究員	田中 亜紀
新潟県 福祉保健部生活衛生課副参事	遠山 潤
一般財団法人 ペット災害対策推進協会事務局長	沼田 一三 【座長】
公益社団法人 東京都獣医師会事務局長 /特定非営利活動法人 アナイス理事長	平井 潤子
公益社団法人 日本動物福祉協会顧問	山口 千津子

■環境省

自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長	長田 啓
室長補佐	田口 本光
指導調整専門官	川越 匡洋

■事務局

一般財団法人 自然環境研究センター	青木 正成
同上	邑井 徳子
同上	桐原 崇

4. 議事概要

- (1) 編集委員会の趣旨説明
- (2) 「シェルター運営の手引き（仮称）」の方向性について
- (3) その他

## (1) 編集委員会の趣旨説明

### <資料>

- 資料1 「シェルター運営の手引き（仮称）」に係る編集委員会について  
参考資料1 「シェルター運営の手引き（仮称）」編集委員会 開催要領

- 環境省より資料1に基づき本編集委員会の趣旨、スケジュール等について説明した。

### 【編集のコンセプトについて】

- 編集のコンセプトとしては、「人とペットの災害対策ガイドライン」で示しているシェルターや災害時の動物保護に関するところとリンクしていく必要がある。それらについて、改めて議論するのではなく、基本的にガイドラインに記載していることをベースとするのか？（編集委員）
- ガイドラインの記載を踏まえながら、中身を詰めていくという形で進めていければ、自治体でも使いやすいと考えている。例えば、費用面などはほとんど書かれてきていないので、それも含めて記載出来るといい。また、過去の事例はあるが、現在ではあまりお勧めできない事例もあると思う。現時点で勧められるようなものを自治体に対して提示できればいい。（環境省）
- （設置については、すぐに新設を検討するのではなく、）既存の施設を利用することをベースに考えて良いのではないかと考えている。（環境省）
- 新潟では何回か震災があったが、シェルターは一回も作っていない。既存の動物管理センターの機能を少し拡充し、獣医師会と連携して手分けをした。最近では、ペットサロン協会が手分けをして預かってくれていた。その様な活用で短期間を乗り切るということを書いたほうが自治体の人は助かるし、使いやすいものになるのかと思う。同じ場所でたくさん預かる場合にはシェルターが必要であり、その内容も記載する必要はあるが、そこに至る前の段階で、こういう振り分けで、こういう選択肢があるというのを提示できたら、使い勝手は良いと思う。（編集委員）
- この手引きでは、シェルターを作ることが前提ではなく、作らなくても済む考え方というのを入れる。作らなくて済むような状況をチャートとして示し、こうすれば作らなくていい、しかし、どうしても作る必要が出たときに、例えばすぐにできるとか、価格が抑えられるとかいうことを選択できる資料になればいいとイメージしている。（編集委員）

### 【タイトルについて】

- 趣旨自体が被災動物対応の保護施設というところが明らかになるようなタイトルのほうがいい。運用の手引きだと、誰がどう働くかとかいうことになるので、あくまでも、

災害が起こったときには、対応する施設はいろいろとあって、そのうちのどれを今の状況で使うかという、それが表れるタイトルにしていいただければと思う。(編集委員)

- 自治体の立場では、シェルターはできる限り作りたくないというのが本音かと思う。「シェルター運用の手引き」では、シェルターを作ることが前提のように見えるので、タイトルを考えるべきだと思う。シェルターを作らないけれども被災動物を預かるということは必ず起きる。なので、災害時の動物保護の手引きであり、動物を保護して飼い主に返還するなり譲渡するなり、そういうことをやっていくための手引きなのだと思う。「シェルター運用の手引き」となると、まさにシェルターを作った後の話だけになる。(編集委員)
- 「シェルター運営」ではなくて、「被災動物保護管理マニュアル」というのはどうか。被災した動物たちをどう管理するかの手引きということに焦点を当てて、シェルターを作る場合もあるし、動物病院等で預かる段階もあるかもしれないということであれば、それをタイトルにすれば分かりやすいのではないか。(編集委員)
- 何か副題等を付けたほうがいいのかも。(環境省)
- 被災動物管理というのは、はっきり管理と言ってしまったほうがいいのかと思う。今回は、健康状態を保つことも含めた管理をちゃんとやりましょうということ。やみくもに集めて、飼い殺しにしてはいけないということも含めて書くということなので、管理という言葉に納得する。(編集委員)
- 中身がまだ決まったわけではないので、中身が固まった段階で最終的に名称を決めればいいのかと思う。(座長)

## (2) 「シェルター運営の手引き (仮称)」の方向性について

<資料>

- 資料 2-1 「シェルター運営の手引き (仮称)」目次素案
- 資料 2-2 災害時のシェルター (動物一時避難施設) とは
- 資料 2-3 シェルター設置上の配慮事項
- 資料 2-4 シェルター運営上の配慮事項
- 資料 2-5 ボランティアとの協働
- 資料 2-6 プレハブ式シェルターの事例
  
- 参考資料 2 過去の大規模災害時のシェルター設置事例一覧
- 参考資料 3 シェルターの種類

- 事務局より資料 2-1～2-5 に基づき手引きの方向性の概要について説明した。

【冊子の仕様について】

- 冊子のページ数やボリューム、仕様に関しては、どのような想定か。(座長)
- 当初、大体 15 ページ程度を想定していたが、もう少し中身を増やして充実させ、しっかり書かれたものとして作りたいと考えている。(環境省)
- 自治体職員がご覧になるのに、膨大な資料になっても読みにくいと思う。割と簡潔に作っておいて、それを補足するのは、例えば、どこかにリンクしていてそれで見られるとか。過去に何度か、こういった報告書を作って、そのたびに全国の自治体に送っても、結局所在が分からなくなっている。そういう状態なので、読みやすく、誰にでも目を通していただけるようにして、これがあるということを知っていただけるようなものにしたい。(編集委員)
- 災害ごとの記録集というのは毎回作っている。雲仙普賢岳の頃から作っているが、東京都でさえ三宅島の記録集を作り、その後東日本を作るときに、もうその間が 10 年ほど空いたら、何も知らない人ばかりになっている。記録集もある程度厚いものなので、全然読まれていない。(編集委員)
- 少なくとも手に取ったときに、見やすい、分かりやすいと思えるようなボリュームのほうがいいと思う。(編集委員)
- ただ、15 ページは少ない。(編集委員)
- 最初から何ページと決めるのは難しいかもしれない。必要な事項を決めて、それに対して肉付けをしていって、やはり膨大なページ数になれば、それをもう少し簡潔にしているかどうか。(座長)

#### 【フローチャートについて】

- 目次の順番を考えるべきだと思う。「手引きについて」の次に、シェルターを考える前に保護の仕方はいろいろとありますというのを、もってきたほうがいいと思う。(編集委員)
- フローチャートみたいなものが分かりやすくいい。(編集委員)
- 避難所で飼い主が自分で管理するのと、行政サイドなり他の団体なりが管理するというのはまったく別の話。フローチャートにすると、導線としてはきれいに分かれる。基本的に飼い主が管理するとしても、保護動物や所有者不明の動物は必ず出てくる。いやが応にも役所はそれらを保護せざるを得ない。だから、動物管理センターでは災害時に動物の保護数が必ず増える。だから、それはそれで必要だという議論があると思う。それとは別に、飼い主がいる動物を団体なり行政なりが預かるのか預からないのか。預からない場合にどうするのか。シェルター運営の手引きからはずれるかもしれないが、そのフローチャートなのではないかと思う。(編集委員)
- 現実に災害が起きたときは、役所がどこまでやるのか。そこの最初のフローチャートの作り方が、一番大事だと思っている。たくさん動物をどこかで預からざるを得ないから、大規模な施設が必要になるケースもあるだろうし、規模が小さいから、既存の動物

愛護センターの普段使っていない部屋に、犬のケージを並べれば済むのではないかというレベルもある。そういう提案をするものにしていけたら、多分、自治体の人にもピンとくる。要するに、自分のところで新しいアニマルシェルターを作るという話をしたら、読まないで終わってしまうと思う。(編集委員)

- やはり題名も大事だと思うし、最初の取掛りも、フローチャートというところから入るのも大事だと思う。(編集委員)
- 東日本大震災や阪神・淡路などの超大規模災害のときは、必ずそういう施設がないわけにはいなくなってくると思うが、そこまでではない規模のことも念頭に置いて作るほうがいい。東日本大震災クラスのことが自分の身に起こると想定して準備しろと言われてもなかなかできない。通常起こり得るぐらいの災害のときに、自治体がシェルターなり動物の保護というのをどうするのか。必ず避難所ができて、そこにペットがやってくる。そこで保護するのか。一部は放浪動物も来て預かる。それをどれぐらいの規模でやるというようなのを何か。ちょっとまだイメージが固まっていないが、そういうもののほうが、今の目次項目よりはいい。(編集委員)
- 目次の内容はいわゆるシェルター設置の判断を含めていったらいいと思う。その中でフローが必要。フローも、本来であればまず自助としてやる部分と、自助から外れた部分で公助としてやる部分があり、その公助の中で、どういう活動をするためにシェルターが必要なのかどうかという流れ。自助でやっている部分にまで行政が関与し、その施設をいわゆるシェルターとして位置付けをして、今回作る冊子を適用するのかというのも関係してくる。発生してから終了するまでの流れがあって、その中でどの部分から公助が始まり、そしてシェルターがあり、そのシェルターの管理に関してはこうですという、この部分についてのことを記載している。そのようなフローというのは非常に重要になってくる。(座長)
- イメージとしては、資料全体の中の前段に入るフローの部分は、ボリュームとしては小さいけれど非常に使用頻度の高いもの。後半部分のシェルターの設置や運営に関する部分は、出番は少ないけれどもボリュームとしては相対的には大きくなるというイメージ。だから前段のフローのところはしっかり作らないといけないが、ボリュームはそんなに大きいものをイメージはしていない。(編集委員)

#### 【手引きの適用範囲】

- この手引きは自助のときでも使ってもいいということか。(編集委員)
- そこまで膨らみますのか、あるいは、ある程度公助としてやる部分だけにするのか。被災動物全てということになっていると、ペットホテルに預けたものまで対象になり、預けた施設がシェルターといえるということになってしまうと、この手引きが適用されることになってしまう。(座長)
- シェルターというのは、今ここで使っている意味が、一時保管という意味なのかどうな

のかということをごきちんと定義する。何のためのものにするのかということと、被災動物の取り扱いについての文言を注意しないと、解釈がおかしくなっている。もう一つ、環境省でこれを作る目的として、もし南海トラフとかを想定するのであれば、シェルターを作らざるを得なくなったときのお役立ちの資料にするのであるというような定義を明確にする。そうすれば、項目もボリュームも決まってくる。(編集委員)

- コンセプトが決まれば方向性は出るだろうし、方向性が決まれば書くことも決まってくる。何を目的にするかという根本論を、委員と環境省との間で共有しないとイケない。(編集委員)
- 最初にシェルターというのはどういうものを指すのかということについて、私が考えていたシェルターというのは、いわゆる機能、一時的に收容するような場所であって、別にその施設自体のことをいうのではないという考え方がある。施設にはいろいろな形態があっても、それを利用する仕方がシェルターとして利用するというで、どんなものをどういうふうにシェルターとして利用するかというのが示せばいいと思う。(環境省)
- シェルターの「設置者」に絡んでくると思うが、誰が作ったシェルターについての冊子を作るのか。民間が作って、公助として全く関係ないところまでは、考えていないということでもいいか。(座長)
- あくまで自治体を対象にして、自治体を使いやすいようなものを作りたい。今、自治体にある問題というのは、例えば、小さな災害でもどうしても逃げ込む場所というのは必要になってくる。それが避難所であれ何であれ、ちゃんと準備できていないところの問題があるので、できればそこも含めて示せばいい。(環境省)

#### 【設置までの考え方】

- 基本的には、避難所に同行した動物が避難できるような場所をこういうふうに設けるというのがあって、その上で、必要な場合に使えるような施設を使う。さらに必要な場合には、どこかに建てる必要がある。順番でいけば、何も建てないのが一番良いという話から始まり、最終的にはどうしようもないときに建てる。なるべく何も作らず、既存のものを使いながら、どういう準備をしたらいいかということが示せばいい。(環境省)
- 自治体でも被災経験がないところで対策しようと思うと、何か箱物を作るというイメージがある。まず作らなくてもいい方法があるというところを、目次の2.の前のところに持っていき、どうしても設置しなきゃいけない場合は、こういうシェルターのパターンとかがあるというふうに紹介する。どちらのボリュームを置いてこれを作るか。(編集委員)
- シェルターを作らなくてもいいほうにボリュームを置くのが基本だとは思う。作る場合には、これだけ費用がかかる等を示せばいいとも思う。(環境省)
- 個人的な考え方だが、まず災害が起こったときに、被災状況の把握をして、そして、避

難所にはどれだけの人が入って、被災動物がどれだけいるというようなものを把握する。その上で、2週間以上たち、ある程度被災動物の数が把握できた時点で、それが既存の動物愛護センターや動物病院、愛護団体の施設で確実に対応ができるということになれば、新たなシェルターの設置は必要ない。それを超える大規模な場合にはシェルター設置が必要という判断をしないとイケない。そういうことをまずはこの中に書いておかないと、何でもかんでもシェルターを作らなければいけないというふうになってしまう自治体がある。そういうフロー、前段のさばきのようなところを少し充実させていただいたら、自治体にとっては非常にありがたいのかなという気がする。(座長)

#### 【期間の考え方】

- まず整理をしておかないとイケないのが、使用期間。「緊急対応期間を定め時限設置とする」と書かれているが、この時限設置のもう少し細かい考え方として、例えば、仮設住宅に入った後も預かるという期間なのか、あるいは、避難所までの期間なのか。この辺り環境省としては、どうお考えか。(座長)
- 基本的には仮設住宅に移るまでの間であり、避難所にいる間までだろうとは思っていたが、日本の場合は仮設住宅に移ってから預かる状態が海外より長引いていると思う。取りあえず避難所に連れてきたときの対応と、仮設に入って動物を預かってという場合との対応で違ってくると思う。基本的に、避難所にいる間の対応ということに絞ってやるということでもいいか。(編集委員)
- それでいい。基本的には、仮設で自分たちが飼育できるような形が整えば、もうそこで手は離れると思う。環境省としても、仮設には飼養出来るようにしてくださいという話はずっとしてきている。(環境省)
- おしまいの仕方も書いてあげればいいと思う。しまいの仕方も、仮設住宅に入る段階で、終了と書く。そこから先は、現場の人が自分の判断で預かる・預からないを決めればいいと思う。(編集委員)
- そこがはっきりしたら、その後も流れが決まりやすい。(編集委員)
- 事例がなかなか難しい。今でも続いているものもあり、過去の日本の事例でなかなかいいものがない。(環境省)
- 仮設というのは、あくまでも動物救護に対する基本的な考え方であって、現地の動物救護本部が仮設住宅に入った動物でも預かるという方針を出せば、当然、動物を預かる施設はシェルターとして位置付けをせざるを得なくなってくるので、シェルターの運営だけではなくて、動物救護全体のフローというのをどこかに入れておいて、その中でやったらどうか。(座長)

#### 【シェルターの定義・動物病院等の扱い】

- 参考資料3の中で、動物病院とか動物愛護関係施設の施設も、一応シェルターという位

置付けにされている。先ほど、シェルターの設置の判断の中で、例えば、動物病院とか既存の行政の施設を使って、それが駄目な場合には、新たに作る施設、それをシェルターというふうに理解をするのか、それとも動物病院に一時預けする場合でも、その動物病院の施設をシェルターと考えるのか。(座長)

- シェルターという言葉はやめたほうがいい。すごく混乱を招く。皆さん自分のシェルターがあって、考え方が違ってきていると思う。もう今この場でもだいぶ混乱している。ガイドラインの中で、動物救護施設の形態とか、動物救護施設の設置と言っているが、新しく大規模な施設を新設するような場合、飼い主が自分で管理するのではなくて、お預かりするもの、それがやっぱりシェルターというか、動物救護施設なのだと思う。(編集委員)
- 避難所に(飼育場所が)併設され、飼い主が自分で飼養管理するのは、避難所の拡張だと思う。(自治体に)管理責任はない。避難所の運営者の判断であり、基本的には避難所の運営者が絶対的権限を持っている場所なので、保健所の立場で口出しはしない。ガイドラインでは、避難所への対応事例とあって、飼い主の飼養環境整備のために、様々な支援をするという切り分けになっていると思う。自治体等で預かる場合は、預かる側で健康管理までしなければいけないが、避難所での健康管理は飼い主責任であって、あまり書かなくてもいい。飼い主が自分で考える話。用意するものはこういうものがあつたらいい程度の話はあつていいと思うが、書きだすときりがない。資料2-4で、飼い主が飼養管理を行う場合と、シェルタースタッフが飼養管理を行う場合というのはすごく違和感がある。飼い主自身が飼養管理を行う場合は、自分の犬を避難所で飼っているわけなので、受け入れるとかしないとかいう話ではないし、それは避難所が受け入れる・受け入れないという話だと私は思っている。(編集委員)
- 先ほどの続きの議論だと思うが、いわゆる動物病院までをシェルターという言葉を使うとすると、この運営要領が動物病院にも適用されるのか。あるいは動物病院や愛護団体の施設、行政の施設からあふれたものを対応するために新たに作る施設をシェルターと呼び、その運営要領を書くのか。そこをまず整理しておかないと、先程のようなご意見も生まれてくると思う。(座長)
- 例えば、多頭飼育状態というものが出た場合、私が専門とするシェルターメディスンというのがあるが、それは場所がどこであろうと適用されるべきであると思いますし、それが動物病院でたくさん預かっても、ペットホテルでたくさん預かっても、そういう行政の施設でたくさん預かっても、一緒だと思う。(編集委員)
- 獣医師会と自治体の協定書とか覚書に、動物保護施設は動物病院の一時保管も施設とみなすことにもなっている協定書がたくさんある。なので、反対に今回定義をきっちりとしてしまえばいいと思う。先程の意見には私も賛成で、一番主張したいところ。(編集委員)
- 例えば、災害が起こったときに飼い主が同行避難し、避難所できちんと飼育でき、仮設



に連れていき、仮設でもちゃんと飼育できて、元の住宅なり復興住宅に戻れるというのが理想。そうなると、シェルターのほうはボリュームが少なくなって作らなくて済む。それをするにはどうしたらいいかというので、恐らく、みなし仮設なり何なりをペット飼養可にするといったアドバイスが入る。ただし、どうしても作らなければならないときには、こういうものになりますよというふうな、ボリュームは少なくとも大事なところは押さえる。(編集委員)

- 私はこの参考資料3については、例えば、既存施設の動物病院とか一般保護施設は、施設を作らなくても済むときのためのコンテンツとして整理し、それ以外のものも、兵庫なんかも既存の施設といいながら、駐車場を活用できるようにみたいな工夫をしていらっしゃるというようなところを、例えば、今後、愛護センターの建て替えをするような方にとってはそれが参考になり、少し整理をすれば、どれもうまく載せられると思う。(編集委員)
- 動物病院とか愛護団体の施設、既存の施設についても感染症の問題等、運営のこの中に入れてしまうのか。あるいは、あくまでも新たに設置するものを対象として、これを今後記載していくのかを整理しておかないと、ばらばらの意見になってくる。(座長)
- 基本的には、誤解を受けないようなものは、さらっと書いておいて、ボリュームのある部分は、いろんな形態のシェルターという形で書いておくのがいい。(環境省)
- 例えば、新規にシェルターを作るときの部分をきちんと書くが、動物病院や既存の施設に関しては、この部分を適用するというような書き方でもいいだろう。今回書き込む内容は、新規にシェルターを建設した場合に、そのシェルターをどうやって運営していくのかということに特化して議論していく。(座長)

#### 【シェルターの事例】

- (東日本大震災の事例として) 災害の混乱時に、ご厚意により施設を設置頂いたが、群管理に関してあまり知識がなく、例えば、ショールームのようなものができてしまったり、機能としては群管理には適していない上に、お金がものすごくかかり、しかも、工期がものすごくかかり、急いで作らなければいけないものが、半年以上かかったりというようなことが実際に起こっていた。なので、どうしてもある一定数以上のシェルターを作らなければいけないときに、どういう機能を持って、どうやって効率的にして、何を大事にするか。事故だとか逸走だとか、ボランティアの安全とかを担保した上での施設はこういうものだとか、こういうふうにすれば、常在で運営したり税金で運営するのに費用が抑えられたり、ランニングコストもこういうふうにできるというようなものを提示しておくという意味はあると思う。(編集委員)
- 今までできたシェルターに個別の問題が生じていたが、そこの部分を被災して手いっぱいになってパニックになっている自治体に判断しろと言っても無理。そこをサポートするための資料になるのだとしたら、そのエッセンスは、確かに重要。善意ではある

けれども基礎的な知識がない有志の方をお願いしてしまうと、いろいろ不必要な支出、時間、手間に結び付いてしまう。(編集委員)

- (事例のシェルターについて) この用地確保に苦労していた。そういう事例は被災県がどこかによっても全く違う。全国の行政官に向けてということであれば、自分の必要なところだけをピックアップしてもらえるとという点で、何が課題で、なにが困ったかを書き込んでもいいと思う。(編集委員)
- 用地確保で困るといのは、阪神・淡路のときから、災害のたびに言われており、どこかの報告書にも苦労したと書いてある。なので、新潟の愛護センターを作るときには、本当の緊急時には一時的な増築が可能な面積は確保してある。プレハブを建てる気になれば、用地の敷地内に建てられるようにはなっている。(編集委員)
- 今は全国の愛護センターで建て直しが次々と起こっている中で、そういうものを意識して用意しておけば、そこの負担が一個減る。こういうところは、いい事例として、例えば新潟の事例を紹介したり、困った事例として、用地が決まらなかったということを紹介したりすれば役に立つと思う。(編集委員)
- 今は愛護センターがいろんなところでできていて、それを生かしていただいている。(編集委員)
- 機能というのは非常に重要で、通常時、自治体が動物愛護センターを作るときに、どういう機能を付加するのかということが問題になる。各自治体は、動物愛護センターに付与すべき機能という整理は多分できていると思う。それを中心に記載して、救護施設、シェルターとして必要な機能や、できれば理想的なレイアウト図等も入れ、必要な時にそれを見て作れるものが必要。(座長)

#### 【被災動物と被災地の動物の区分】

- できるだけ最初に明確にしたほうがいい。新潟中越大震災では、被災地で災害時に保護した動物を被災動物と言っていた。避難地域で捕まえた野良猫は被災動物なので、処分せずに2年飼育し譲渡した。(編集委員)
- 普通は県下全域が被災地域になったとしても、県下全域の動物を被災動物として定義する必要はない。阪神・淡路でも、激震地域の区域を限って、救護要領の中で何々市の区域に限るということで、その他の区域は外した。そうしないと数が増えてどうしようもなくなる。(座長)
- 熊本の場合は、指導したけれども、全てを被災地域にしてしまった。その理由としては、やっぱり全てを被災地域にしておかないと、後の災害の補償金の問題があるということだった。それは理解できるが、せめて被災動物は、本当に被災した地域だけを救護対象とする被災動物にしてほしいという話をしたが、それは了解を得られず全体になってしまった。そういう話はここに書くのかどうか。私も自治体の方に講習をしていたときは、必ずその話をするようにしている。(座長)

- 検討しなさいというだけだと、熊本みたいに全県被災地ですと言われてしまったら、なかなか言うことを聞いてもらえないということになる。(編集委員)
- 今年度の震災関係では、北海道もそうだし、岡山も広島も対応されていたようだ。(環境省)
- タイミングよく、そういうアドバイスができる人員が入ったからできたことなのであれば、そういう方法で、基本は自治体が判断するけれども、そこにアドバイスするというふうな仕組みがいつでも取れば、もちろんいいとは思いますが、どの程度の災害までそれをするのかということがあるので、やっぱり何か目安みたいなものが必要かと思う。(編集委員)
- この部分は、やはりどこかに書きたい。特に愛護センターが1カ所しかないような場所になると、宮城県でもあったように、愛護センターではこちらでは処分していて、こちらでは被災動物を保護しているということで、見ている人から「被災動物を処分している」という批判を受けたことがある。愛護センターが1カ所しかないところは、この区分というのをきちんとやっておかないと、自分のためにもならないと思う。(座長)

#### 【事例の執筆について】

- 事例は幾つかあると思うが、経験された方しか知らない部分がある。委員の先生方にたたき台を作っていただきたい。田中委員には、シェルターを作る際、シェルターメディスンの考え方からみた注意点、施設を準備するときにはこういう面、管理するときにはこういう面というのがあると思う。収容施設が設置されて、そこで管理する場合に、どういう形がいいのか、コアになる部分を考えて頂きたい。(環境省)
- 事例として、いろいろなシェルターの種類と写真を貼って、メリット・デメリットについて少し肉付けをしていく。どこの業者で誰がやったとか、建築確認申請がどうかとか、それは必要なかもしれない。この中から緊急時にどれを選ぶのかというのは、自治体を選んでいけばいいと思う。(座長)
- あとは手続き、建築確認の申請も、災害のときの特例法を使えば、ここがショートカットできるというようなことがある。その辺りの情報を出しても良いと思う。(編集委員)
- 役割として、各委員が役割分担をせずに、全体で書いて持ち寄るという手もある。役割分担というよりも、全員がそれぞれの経験について、まず写真や課題を提出して、抜けているところについては、また考えるということではどうか。(座長)
- 環境省でストレージを準備するので、できたものは入れていただく。それを見てコメントするというような形で進めていければと思う。(環境省)

#### 【まとめ】

- 今日の整理として、いわゆるシェルターの運営の前に、動物救護全体のあり方のようなものを、フローをまず作る。それを記載するかどうかは別として、取りあえず流れを作

って、ここでいうシェルターはこの部分ですと。それ以外の動物病院等既存施設の場合は、シェルターとはいわずに区分をしておく。そして、シェルターの運営に関しては、ここで記載しているものでやっていく。シェルターといわない既存施設などの場合は、この部分とこの部分については適用してくださいという内容にする。ボリュームについては、出来上がりから枚数なども決めていく。(座長)

- 災害時の動物救護というものを自治体向けに作るのだとしたら、自治体は災害時の動物救護だけでなく、平時の動物愛護業務に関しても、どこまで自治体がやることなのかというところを明確にしないと、今は時代とともに要求される内容も変わってきて、負荷も大きくなっている。責任も、それを要求する声も大きくなっている中で、この資料を作ることが、一般的に、「環境省がシェルターに関する手引きを作成したということはシェルターを設置すべきなのか？それは負担に感じる」といった受け取り方にならないように、きちんと説明せねばならないと考える。この中で検討するというわけではないが、自治体が行うべき動物愛護とか福祉に関する業務だとか、その中での災害時の対応だとかというのを、もう一回整理しつつ、この資料を作るという点を、いつも頭に置いておかねばならないと思う。私が(ガイドライン作成と改訂に)関わらせていただいて思ったのは、『自治体向けガイドラインが作成されたということは、同行避難は自治体が準備すべき対策である』などの感想を一般の方が持たれるケースもあり、自助努力を妨げるような都合のいい受け取り方をされるということを懸念しているので、この委員会においても、コンセプトを意識しながら、それらに関する補足を、そこそこに盛り込むといいと思う。(編集委員)

### (3) その他

- 委員からは意見なし。

以上